

Q&A

Q&Aは抜粋です。詳しくは、財団HPをご覧ください。Q&A情報は、随時更新されます。



Q1 どのような事業が対象になるのですか？

A1 革新的環境イノベーション(温室効果ガスの削減等)に貢献する製品・技術等の新たな事業化に向けた取組で、市場調査、試作品製造、技術開発等を行う事業を補助対象とします。

Q2 革新的環境イノベーションとはどのようなものをいいますか？

A2 温室効果ガスの削減等に貢献する取組をいい、国が策定した「革新的環境イノベーション戦略」に基づく、イノベーション・アクションプランにおける5分野の課題を解決する事業を補助対象としています。

革新的環境イノベーション戦略に基づく、イノベーション・アクションプランとは

国では、温室効果ガス(GHG:Greenhouse Gas)の国内での大幅削減とともに、世界全体での排出削減に最大限貢献するため、「革新的環境イノベーション戦略」を策定しました。革新的技術の2050年までの確立を目指す具体的な行動計画、5分野において16課題、39テーマを設定し、具体的なシナリオとアクションとして「イノベーションアクションプラン」を示しています。

●5分野の課題(16課題)

分野	課題
エネルギー転換	①再生可能エネルギーを主力電源に ②デジタル技術を用いた強靱な電力ネットワークの構築 ③低コストな水素サプライチェーンの構築 ④革新的原子力技術/核融合の実現 ⑤CCUS/カーボンリサイクルを見据えた低コストでのCO ₂ 分離回収
運輸	⑥多様なアプローチによるグリーンモビリティの確立
産業	⑦化石資源依存からの脱却(再生可能エネルギー由来の電力や水素の活用) ⑧カーボンリサイクル技術によるCO ₂ の原燃料化など
業務・家庭・その他・横断領域	⑨最先端のGHG削減技術の活用 ⑩ビッグデータ、AI、分散管理技術等を用いた都市マネジメントの変革 ⑪シェアリングエコノミーによる省エネ/テレワーク、働き方改革、行動変容の促進 ⑫GHG削減効果の検証に貢献する科学的知見の充実
農林水産・吸収源	⑬最先端のバイオ技術等を活用した資源利用及び農地・森林・海洋へのCO ₂ 吸収・固定 ⑭農畜産業からのメタンN ₂ O排出削減 ⑮農林水産業における再生可能エネルギーの活用 ⑯大気中のCO ₂ の回収

※詳細は公募要項別紙をご覧ください。

Q3 新たな事業化とは、どのようなものをいいますか？

A3 自社において「既に」事業化されているものではなく、温室効果ガスの削減に直接・間接的につながる「新たな」技術、製品、生産工程システムの開発を伴う取組を指します。(最終製品であるか、部品・デバイスであるかは問いません。)

【想定される事例等】

●小型化した省電力型の部品開発 ●廃棄物を再利用した製品開発 ●植物残渣を活用したバイオプラスチックの開発
●温室効果ガス排出量を「見える化」するシステム開発 ●走行データを活用した物流の効率化を図るシステム開発等……といったものも温室効果ガスの削減に貢献する事業として対象となります。

Q4 対象事業は「省エネ」に関する事業に限定されるのですか？

A4 一昨年度までの当補助金は対象事業を「省エネ」のみとしていましたが、国の取組、県の取組を踏まえて、上記の課題を解決する製品・技術等の新たな事業化に向けた取組を対象としています。これらの課題を解決する製品・技術を開発する事業をご検討ください。

Q5 どのような業種が対象となるのですか？

A5 業種は問いません。製造業のほか、ソフトウェア開発を行うIT企業、配送を担う物流企業などでも、申請は可能です。

令和6年度事業

物流の
効率化を図る
システムを
開発したい

バイオ
プラスチックを
開発したい

省電力型の
部品を
開発したい

戦略的ものづくり 先進技術事業化支援事業

温室効果ガスの削減等に貢献する製品・技術等の新たな事業化に向けた、市場調査、試作品製造、技術開発等を行う事業に対して補助金を交付します。

補助対象 県内中小企業者、研究機関等と連携する県内中小企業、
県内中小企業者と連携する県内大企業

対象事業 ●温室効果ガスの削減等に貢献する製品・技術等の
新たな事業化に向けた取組(市場調査、試作品製造、技術開発等)

募集期間 令和5年11月1日(水)～
令和5年12月22日(金)

事業化支援枠 上限額 **800万円**
補助率2/3 (県内中小企業者)

産学官金連携枠 上限額 **800万円**
補助率2/3 (県内中小企業者)・1/3 (県内大企業)

補助金

温室効果ガスの削減等に貢献する
製品・技術の事業化を
お考えの方へ

応援
します!



お問合せ先・
応募窓口



公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター [総合支援課]

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階

TEL.017-777-4066 FAX.017-721-2514

【お問合せ先・応募窓口】



公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター

〒030-0801 青森市新町2-4-1(青森県共同ビル7F)

TEL.017-777-4066 FAX.017-721-2514 E-mail:soudan@21aomori.or.jp

青森県では、2021年に、気候が危機的状況にあるという認識のもと、
気候変動の影響から県民の暮らしを守り、
豊かで美しい自然環境と持続可能な社会を将来に引き継ぐため、
2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明しました。
これを受け、当センターでは、温室効果ガスの削減等につながるような製品・技術等の
新たな事業化に向けた取組に対して支援します。

対象事業

温室効果ガスの削減等に貢献する製品・技術等の新たな事業化に向けた取組で、市場調査、試作品製造、技術開発等を行う事業
※国の「革新的環境イノベーション戦略」に基づく、イノベーション・アクションプランにおける5分野の課題を解決する事業であること。

対象事業の要件

- 実施内容や目標レベルが相当程度高く、先進的な技術であること。
- 将来的にも成長が見込まれる市場のものであること。
- 都道府県域を越えてイノベーションを起こす可能性があること。
- 地域経済・地域産業への波及効果が高いこと。等

事業類型	対象事業者	補助上限額	補助率
事業化支援枠	県内中小企業者	800万円	2/3
産学官金連携枠	①県内中小企業、県内大企業、大学、公設試験研究機関と連携する県内中小企業者	800万円	2/3
	②県内中小企業者と連携する県内大企業	800万円	1/3

事業期間

一つの事業計画において、原則として2か年を限度とします。
ただし、交付決定日から令和8年3月31日、または補助事業完了日のいずれか早い時期での実施期間とします。

対象経費

①講師又は外部専門家に対する謝金／②講師又は外部専門家に対する旅費／③会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、職員旅費、受講料、消耗品費、機器借上料、借損料、雑役務費等の事業経費／④原材料費／⑤機械装置・工具器具備品費（汎用機器や量産機器は除く。）／⑥外注加工費／⑦試作開発費（試作品等の開発に直接従事する従業員が、試作開発に直接従事する時間の給与を含む。）／⑧委託費（その事業の全てを委託するものを除く。）／⑨知的財産取得経費／⑩技術指導受入費

募集期間

令和5年11月1日(水)～令和5年12月22日(金)17時まで

採択方法及び事業スケジュール

内容	時期
事前審査(事前ヒアリング調査)	令和6年1月下旬(令和5年12月下旬～令和6年1月下旬)
審査会による審査 ※申請者によるプレゼン実施	令和6年2月下旬
交付決定	令和6年4月1日(予定)
事業開始	
中間評価 ※事業者からの半期ごとの事業遂行状況報告に基づき実施 ※審査委員による現地訪問	令和6年11月下旬 ※2か年事業の場合は次年度も同時期に実施します。

応募方法

応募書類

- ①青森県戦略的ものづくり先進技術事業化支援事業補助金事業計画書(様式第1号)
- ②会社の概要がわかる書類(会社概要、パンフレット等)
- ③申請者の直近2期分の決算報告書
- ④そのほか、センター理事長が必要と認める書類

21あおもり産業総合支援センターのHPから、申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、募集期限までに、下記提出先まで、ご送付またはご持参ください。

<https://www.21aomori.or.jp/topics/26583>



21あおもり 補助金 検索

※ご提出いただいた事業計画書が、審査委員会審査に諮る案件となった場合は、申請者自身が審査委員会に出席していただき、事業計画についてプレゼンテーションを行っていただきます。
※プレゼンテーションには、事業計画の作成をサポートした支援機関職員も同席できます。
※採択者決定後、採択者名および補助事業名は公表します。

提出先

公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター [総合支援課]

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル7階

TEL.017-777-4066 FAX.017-721-2514